

○山口市情報公開条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山口市情報公開条例（平成 17 年山口市条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公務員)

第 2 条 条例第 5 条第 2 号ウの公務員は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員とする。

(情報公開請求書)

第 3 条 条例第 9 条の書面は、情報公開請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(公開請求に対する決定等の通知)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 情報の全部を公開する旨の決定をした場合 公開決定通知書（様式第 2 号）

(2) 情報の一部を公開する旨の決定をした場合 部分公開決定通知書（様式第 3 号）

(3) 情報の全部を公開しない旨の決定をした場合 非公開決定

通知書（様式第4号）

（4） 公開の請求に係る情報が存在しない旨の決定をした場合
情報不存在通知書（様式第5号）

（5） 条例第7条の規定により公開の請求を拒否する場合 公開
請求拒否通知書（様式第6号）

（6） 条例第16条の規定により条例を適用しない旨の決定をし
た場合 非公開決定（適用除外）通知書（様式第7号）

2 条例第10条第3項の規定による通知は、決定延期通知書（様式
第8号）により行うものとする。

（公開の方法）

第5条 条例第11条の規定による情報の公開は、市長が指定する日
時及び場所において行うものとする。

2 情報の公開を閲覧によって受けたものは、交付申請書（様式第9
号）を市長に提出することによって、当該情報の写しの交付又は写
しの送付を受けることができる。

（写しの交付に係る費用）

第6条 条例第12条ただし書に規定する情報の写しの作成及び送付
に要する費用の額は、別表のとおりとする。

（出資法人）

第7条 条例第17条に規定する市が出資する法人は、次のとおりと
する。

（1） 公益財団法人山口市文化振興財団

（運用状況の公表）

第8条 条例第18条の規定による情報の公開の運用状況の公表は、

年1回、市報等に登載することにより行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山口市情報公開条例施行規則（平成11年山口市規則第31号）、小郡町情報公開条例施行規則（平成12年小郡町規則第9号）、秋穂町情報公開条例施行規則（平成14年秋穂町規則第18号）、阿知須町情報公開条例施行規則（平成15年阿知須町規則第7号）、徳地町情報公開条例施行規則（平成15年徳地町規則第9号）若しくは町長が管理する公文書の公開に関する規則（平成15年徳地町規則第10号）又は解散前の山口地域消防組合情報公開条例施行規則（平成13年山口地域消防組合規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(阿東町の編入に伴う経過措置)

3 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町情報公開条例施行規則（平成12年阿東町規則第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 9 月 28 日規則第 56 号）

この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 16 日規則第 41 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 111 号の 2）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 31 号の 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 31 日規則第 2 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区分	金額
白黒複写機による写しの作成	1 枚につき 10 円
カラー複写機による写しの作成	1 枚につき 72 円
その他の方法による写しの作成	当該作成に要する費用
写しの送付	郵送料相当額

備考

- 1 白黒複写機による写しの作成及びカラー複写機による写しの作成は、日本産業規格 A3、A4、B4 及び B5 の用紙を用いるものとする。

2 上記により計算した額（写しの送付を除く。）に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

様式第1号(第3条関係)

情報公開請求書

年 月 日

(宛先)山口市長

請求者 住所
氏名
電話番号() ー

山口市情報公開条例第9条の規定により、情報の公開を下記のとおり請求します。

記

情報の件名 又は内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 〔写しの送付を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない〕

様式第2号(第4条関係)

公 開 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

山口市長

印

年 月 日に公開の請求のありました情報について、下記のとおり公開することに決定したので、山口市情報公開条例第10条第1項の規定により通知します。

記

情報の件名	
公開を行う時間	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分までの間
公開を行う場所	
担当課	電話番号
備考	1 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。 2 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第3号(第4条関係)

部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

山口市長

印

年 月 日に公開の請求のありました情報について、下記のとおり情報の一部を除き公開することに決定したので、山口市情報公開条例第10条第1項及び第2項の規定により通知します。

記

情報の件名	
公開を行う時間	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分までの間
公開を行う場所	
情報の一部を公開しない理由	
公開が可能となる時期	
担当課	電話番号
備考	1 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。 2 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において山口市を代表する者は、山口市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第4号(第4条関係)

非 公 開 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

山口市長

印

年 月 日に公開の請求のありました情報について、下記のとおり公開しないことに決定したので、山口市情報公開条例第10条第1項及び第2項の規定により通知します。

記

情報の件名	
情報を公開しない理由	
公開が可能となる時期	
担当課	電話番号
備考	この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において山口市を代表する者は、山口市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第5号(第4条関係)

情報不存通知書

第 号
年 月 日

様

山口市長



年 月 日に公開の請求のありました情報は存在しませんので、山口市情報公開条例第10条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

情報の件名	
情報が存在しない理由	
担当課	電話番号
備考	この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において山口市を代表する者は、山口市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第6号(第4条関係)

公開請求拒否通知書

第 号
年 月 日

様

山口市長



年 月 日に公開の請求のありました情報について、山口市情報公開条例第7条の規定により、下記のとおり公開の請求を拒否しますので、同条例第10条第1項及び第2項の規定により通知します。

記

情報の件名	
拒否の理由	
担当課	電話番号
備考	この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において山口市を代表する者は、山口市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第7号(第4条関係)

非 公 開 決 定 (適 用 除 外) 通 知 書

第 号
年 月 日

様

山口市長



年 月 日に公開の請求のありました情報について、山口市情報公開条例第16条の規定により、下記のとおり同条例の適用除外とし、公開しないことに決定したので、同条例第10条第1項及び第2項の規定により通知します。

記

情報の件名	
適用除外となる理由	
担当課	電話番号
備考	この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において山口市を代表する者は、山口市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第8号(第4条関係)

決 定 延 期 通 知 書

第 号
年 月 日

様

山口市長



年 月 日に公開の請求のありました情報について、下記のとおり決定を延期したので、山口市情報公開条例第10条第3項の規定により通知します。

記

情報の件名	
延期の理由	
決定をすることができる時期	年 月 日
担当課	電話番号
備考	この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において山口市を代表する者は、山口市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第9号(第5条関係)

交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)山口市長

請求者 住所
氏名
電話番号() —

公開の決定を受けた情報について、山口市情報公開条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり写しの交付を申請します。

記

情報の件名	
写しの作成枚数	計 枚を 部 合計 枚
写しの送付	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない